

新しい総合事業の実施状況と見直しについて

1 新しい総合事業の実施の背景

- 高齢者人口の増加
(平成37年には、団塊の世代(昭和22年~24年生まれ)の全てが後期高齢者に)
- 高齢者の単身世帯・夫婦のみ世帯の増加
- 認知症高齢者の増加



- 医療や介護のニーズが増加するとともに、多様化する
- とはいっても、全てが多様化・複雑化するわけではなく、比較的軽度な方が要する「ちょっとした支援」の増加が見込まれる



サービスの担い手が不足！

1 新しい総合事業の実施の背景

● 2025年に向けた介護人材に係る受給推計

介護人材の需要見込み	253.0万人
介護人材の供給見込み	215.2万人
需給ギャップ	37.7万人

厚生労働省「2025年に向けた介護人材にかかる受給推計（確定値）について」より

担い手不足 → これまでの専門職の皆さんは、中重度の方のケアに移行し、比較的軽度な方の支援（ちょっとした支援）は、専門職以外の担い手がカバー



- 新しい総合事業の実施により、多様な主体による多様なサービス提供を可能に！
- 要支援認定者・事業対象者に対する効果的・効率的な支援を行う

2 新しい総合事業のメニュー

(1) 訪問型サービス

◆ サービスの種類

	現行の予防相当	多様なサービス		
サービス種別	① 現行相当サービス	② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 訪問型サービスB (住民主体による支援)	④ 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容等	●身体介護 入浴介助など	—	—	専門職による居宅での相談指導等
	●生活援助 掃除、洗濯、買い物など	●生活援助 掃除、洗濯、買い物など	●生活援助 掃除、洗濯、買い物など	C(I) C(II)
	—	—	●生活援助 草抜き、ゴミ出しなど	●閉じこもりに対する支援 ●必要に応じ、口腔機能向上、栄養改善指導 ●手すり設置等の相談 ●自主トレーニング提案
実施方法	事業者指定	事業者指定	補助	直接実施委託 委託 通所型Cと併用

訪問型サービス

介護保険事業所

身体介護



介護保険事業所、シルバー人材センター、民間事業者、地域の方々等

生活援助

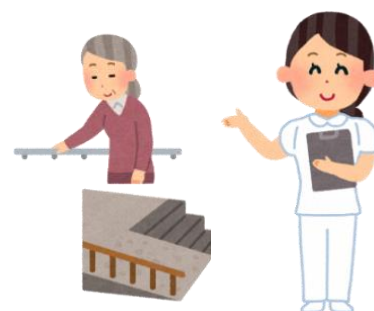


地域の方々

生活援助



理学療法士、作業療法士、保健師、 歯科衛生士、管理栄養士等



2 新しい総合事業のメニュー

◆ 訪問型サービスAと現行相当サービスとの違い、創設目的

	現行相当サービス	訪問型サービスA	訪問型サービスA の創設目的
サービス 内容	<ul style="list-style-type: none">• 身体介護の提供可	<ul style="list-style-type: none">• 身体介護の提供不可	<ul style="list-style-type: none">• 従事者資格要件の緩和による担い手不足の解消• 利用実績に応じた利用率とすることで、月間の利用回数が少ない利用者の負担を軽減
従事者	<ul style="list-style-type: none">• 訪問介護員等の専門職に限定	<ul style="list-style-type: none">• 訪問介護員等の専門職に限らず、市が実施する研修修了者も従事可	
月額 利用料	<ul style="list-style-type: none">• 利用回数にかかわらず月額の定額制	<ul style="list-style-type: none">• 利用1回当たりの単価×回数	

2 新しい総合事業のメニュー

(2) 通所型サービス

◆ サービスの種類

	現行の予防相当	多様なサービス		
サービス種別	① 現行相当サービス	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容等	現行の通所介護と同様	ミニデイサービス等	自主的な通いの場	生活機能改善 (6か月間)
実施方法	事業者指定	事業者指定	補助	事業者指定

通所型サービス

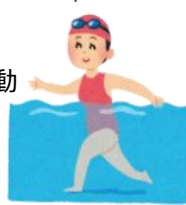
レクリエーション



食事



体操・運動



デイサービス



介護保険事業所、スポーツジム、スイミングクラブ、
民間事業者

交流の場



体操・運動等



趣味活動を通じた集いの場

「通いの場」(地域の方々)

運動・口腔・栄養プログラム



介護保険事業所、スポーツジム、
スイミングクラブ等

2 新しい総合事業のメニュー

◆ 通所型サービスAと現行相当サービスとの違い、創設目的

	現行相当サービス	通所型サービスA	通所型サービスAの創設目的
サービス内容	下の表を参照		<ul style="list-style-type: none"> 短時間サービスの提供を導入することにより、短時間利用のニーズに応えることが可能 利用実績に応じた利用料とすることで、月間の利用回数が少ない利用者の負担を軽減
従事者	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談員、機能訓練指導員の配置が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談員、機能訓練指導員は配置が不要 必要数の緩和 	
月額利用料	<ul style="list-style-type: none"> 利用回数にかかわらず月額の設定額 	<ul style="list-style-type: none"> 利用1回当たりの単価×回数 	

◆ それぞれのメニュー例の比較

現行相当サービス		通所型サービスA (ミニデイサービス)	
9:00	健康チェック	9:00	健康チェック
9:30	機能訓練、入浴	9:30	機能訓練
12:00	昼食、休憩	10:30	レクリエーション
13:00	レクリエーション	12:00	帰宅
14:00	体操	合計	3時間
15:00	帰宅		
合計	6時間		

時間短縮

※施設により、入浴や食事の提供を行う場合もあり

2 新しい総合事業のメニュー

(3) 多様なサービスの導入により、期待されていた効果

- 訪問型・通所型とも、3種類ずつのメニューを設け、選択の幅の拡大
- 従来の介護保険事業所に加え、スポーツジム、民間企業、地域住民で構成された団体などが参入したことにより、新たな担い手の創出

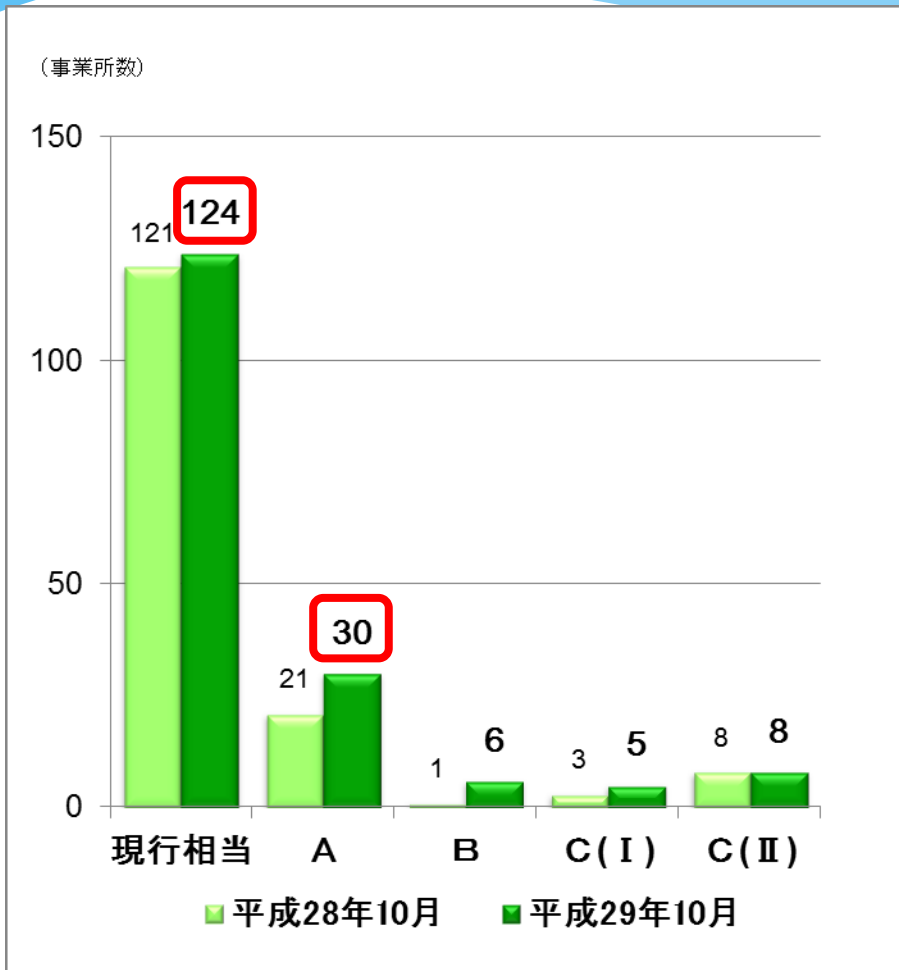


- 多様化する高齢者の生活支援ニーズに応えることが可能
- これまで介護保険サービスの提供に関わっていなかった方々が担い手となることで、担い手不足の解消が期待できる
- 訪問型サービスB・通所型サービスB（住民主体による支援）へ的高齢者の参画は、社会参加の機会の増加や生きがいにつながり、高齢者自身の介護予防にも役立つ

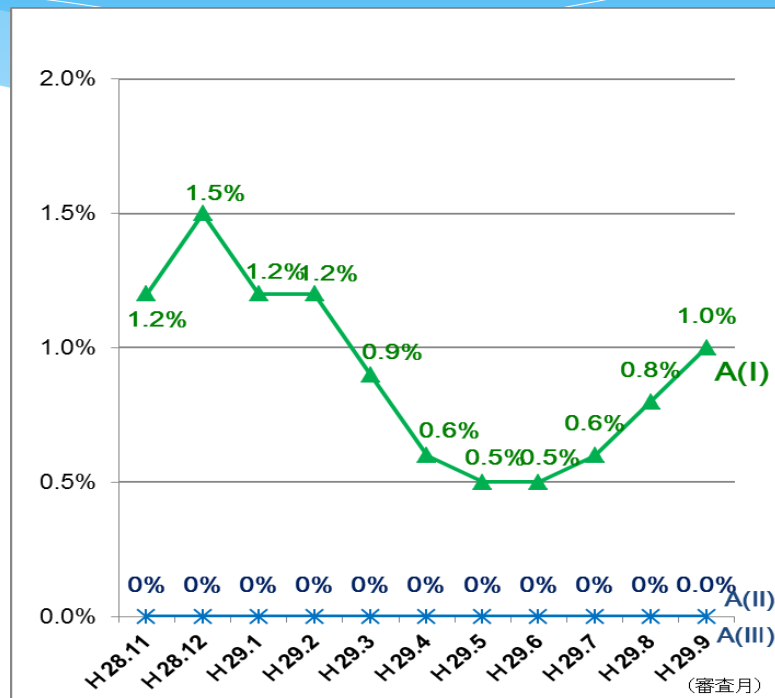
3 新しい総合事業の実施状況

(1) 訪問型サービス

新しい総合事業 サービス事業所数



サービスAの利用件数の割合



(国保連からの送付データより)

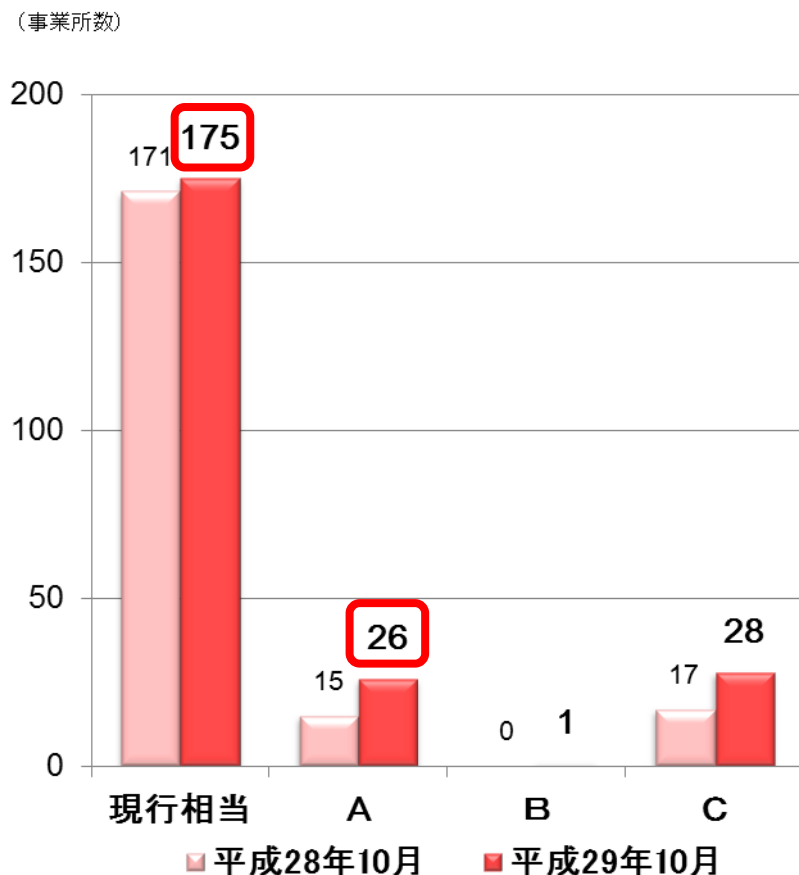
サービスCの利用人数 (H29.9月末現在) (人)

サービス	年度	28年度	29年度
C(I) (閉じこもりに対する支援)		0	1
C(II) (居宅生活における相談指導)		1	3

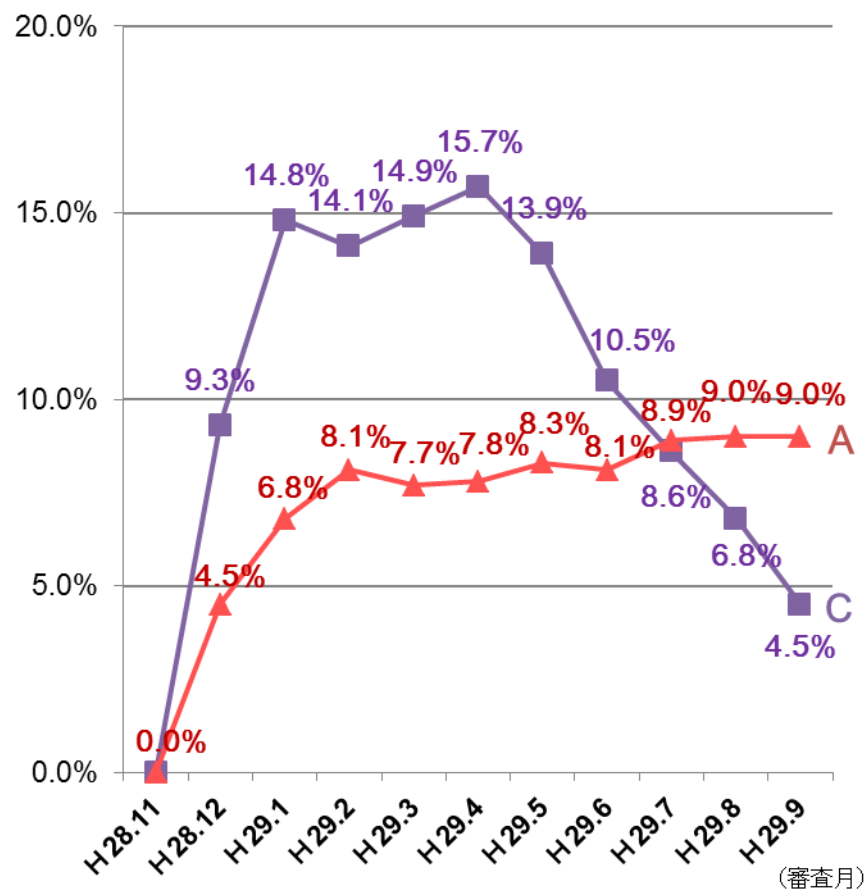
3 新しい総合事業の実施状況

(2) 通所型サービス

新しい総合事業 サービス事業所数



サービスA,Cの利用件数の割合



(国保連からの送付データより)

3 新しい総合事業の実施状況

(3) ケアマネジャーからはこんな声も

多様なサービスに参入している事業者の情報をもっとほしい



利用者は、身体介護がなくても事業所が変わらない現行相当を選んでいる

多様なサービスの導入に成功した事例を説明してほしい

4 事業所へのアンケート

(1) 訪問型サービスAへの参入意向調査

○調査対象：訪問介護事業所、介護予防訪問介護相当サービス事業所

○調査期間：平成29年6月21日～6月30日

サービス種別	照会事業所数	回答事業所数	訪問型サービスAへの参入					
			参入済	29年度中	30年度以降	検討中	予定なし	無回答
訪問介護※	27	8	0	0	0	0	8	0
現行相当	122	50	17	1	1	9	22	0
合計	149	58	17	1	1	9	30	0

※訪問介護事業所のうち、現行相当サービスを実施していない事業所

《どのような問題が解消すれば、参入を検討するか》 自由意見より

- ・ 人員の確保
- ・ 介護報酬の引き上げ など

4 事業所へのアンケート

(2) 通所型サービスAへの参入意向調査

○調査対象：通所介護事業所、介護予防通所介護相当サービス事業所

○調査期間：平成29年6月21日～6月30日

サービス種別	照会事業所数	回答事業所数	通所型サービスAへの参入					
			参入済	29年度中	30年度以降	検討中	予定なし	無回答
通所介護※	15	8	0	0	0	0	8	0
現行相当	174	74	16	0	1	15	40	2
合計	189	82	16	0	1	15	48	2

※通所介護事業所のうち、現行相当サービスを実施していない事業所

《どのような問題が解消すれば、参入を検討するか》 自由意見より

- ・ 人員の確保
- ・ スペースの確保
- ・ 現行相当とサービスAの一体的な運営（従事者の人数を削減できるため） など

5 多様なサービス利用状況調査

(1) 要支援認定者が現行相当サービスを選択する理由

○調査対象：地域包括支援センターのケアマネジャーが担当する更新の要支援認定者（認定有効期間がH29.5末又はH29.6末までの人）

《訪問型サービス利用者69人のうち、現行相当サービス利用を選択した65人の内訳》

現行相当サービス利用の理由	人数内訳 (人)
身体介護は必要ないが、 同じ事業所にサービスAがない	25
ヘルパーが変更になる	20
日時が希望に添えない・利用日の変更が難しい	10
身体介護が必要	6
ケアマネジャーがサービスAについて説明することが難しい	1
無回答	10

(複数回答あり)

5 多様なサービス利用状況調査

(2) 要支援認定者が現行相当サービスを選択する理由

○調査対象：地域包括支援センターのケアマネジャーが担当する更新の要支援認定者（認定有効期間がH29.5末又はH29.6末までの人）

《通所型サービス利用者123人のうち、現行相当サービス利用を選択した117人の内訳》

(人)

現行相当サービス利用の理由	人数内訳
同じ事業所にサービスAがない	49
サービスAでは提供時間が短い	31
すでに短時間の現行相当サービスを利用している	30
昼食がない	27
入浴がない	14
利用日が変われば参加メンバーが変わる	8
日時が希望に添えない	6
無回答	7

(複数回答あり)

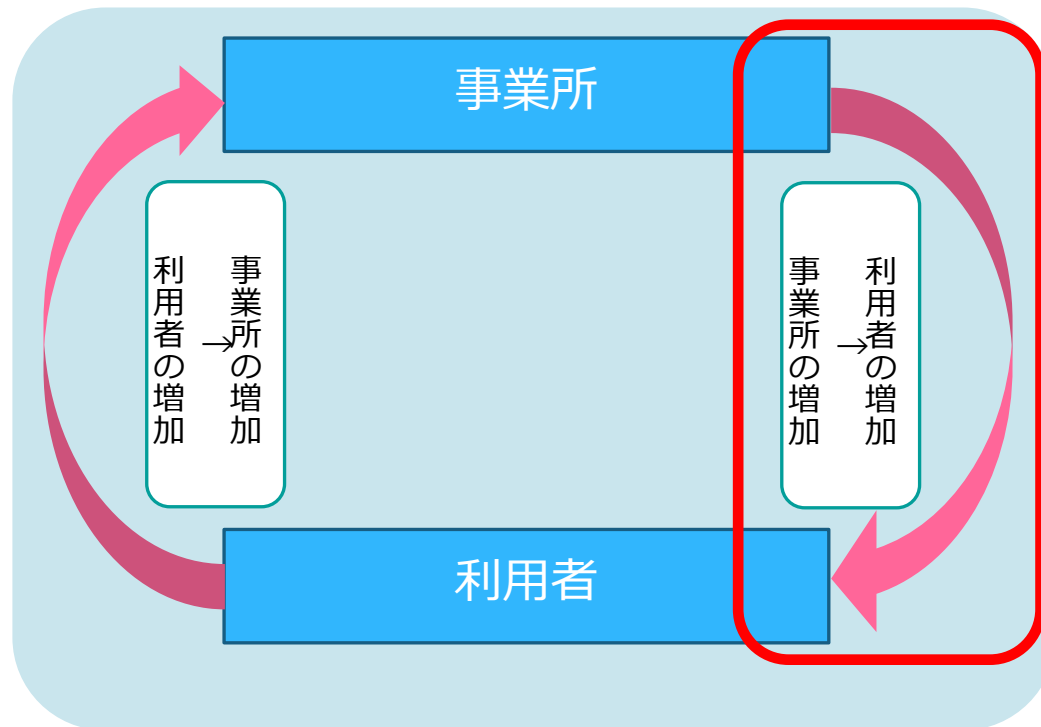
6 多様なサービス（サービスA）の推進の必要性

多様なサービスの目的

- 担い手不足の解消
- 介護保険料の上昇抑制



サービスAの利用促進が必要



今回は、この流れを
生み出すため、
「事業所が参入しやすい基準等の見直し」
を行う。

7 訪問型サービスAにおける見直しについて

(1) 見直しの内容

従事者の資格要件の拡大

従事できる資格要件として、介護福祉士又は介護職員初任者研修等修了者等に加え、「**家政士***」を追加

※H28.3 厚生労働省 社内検定認定取得

	新	旧
資格名	<ul style="list-style-type: none">・介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・訪問介護員養成研修1級課程修了者・看護師、准看護師・介護職員初任者研修修了者・訪問介護員養成研修2級課程修了者・市が行う研修修了者・家政士	<ul style="list-style-type: none">・介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・訪問介護員養成研修1級課程修了者・看護師、准看護師・介護職員初任者研修修了者・訪問介護員養成研修2級課程修了者・市が行う研修修了者

ヘルパー等の資格を有しない者に対して行う研修の実施方法の見直し

現行：市が業者に委託して実施
(H28年度 3回実施、H29年度 4回実施予定)



変更案：訪問型サービスを提供している事業者等が実施
(研修の実施要件等については、今後、検討予定)



7 訪問型サービスAにおける見直しについて

(2) 見直しを実施した場合のメリット

事業所	<ul style="list-style-type: none">・ 従事者の資格要件の拡大により、従事者の確保の幅が広がる・ 市が行う研修を待たずに、事業所のタイミングで従事者を確保することができる
利用者	<ul style="list-style-type: none">・ 参入する事業所が増えれば、サービスの選択の幅が広がる・ サービスAを利用すると、利用料金が安くなる

○見直しの適用日

平成30年4月1日から

8 通所型サービスAにおける見直しについて

(1) 見直しの内容

現行相当サービスと通所型サービスAを一体的に運営する場合の基準を緩和

【一体的に運営】…提供する部屋と時間帯の両方が重複する場合

- ①職員の区分を不要とし、グループを分けずにサービス提供を行うことを可能とする
- ②さらに、現行相当とサービスAの利用者の合計に対して現行相当の人員基準を満たすことを条件に、定員の一体的な設定を可能とする

◆現行相当サービスと通所型サービスAを一体的に運営する場合の基準

事業所ごとに
いずれかを選択

	現在の基準	変更後の基準(案)	
		パターン①	パターン②
定員	現行相当サービスと通所型サービスAを別々に設定要	別々に設定	一体的に設定
職員の区分	それぞれのサービスごとに必要	区分不要	区分不要
サービス提供	原則、別グループで実施	別プログラムを行う時間のみ別グループで実施	別プログラムを行う時間のみ別グループで実施
人員基準 (介護職員・従事者)	現行相当サービス： 利用者15名までは1名、それ以降は利用者1名ごとに 0.2名 + 通所型サービスA： 利用者15名までは1名、それ以降は利用者1名ごとに 0.1名	左記のとおり (変更なし)	現行相当+サービスA： 利用者15名までは1名、それ以降は利用者1名ごとに 0.2名* ※現行相当サービスと同じ基準

8 通所型サービスAにおける見直しについて

(2) 見直しを実施した場合のメリット

事業所	<p>パターン①②共通</p> <ul style="list-style-type: none">・グループ及び提供する職員の区分を要しないことから、運用の複雑さが軽減される <p>パターン②を選択した場合</p> <ul style="list-style-type: none">・定員の区分を要しないことにより、利用者の柔軟な受入れが可能
利用者	<ul style="list-style-type: none">・現行相当サービスからサービスAに変更しても、日時やグループを変更しなくてもよくなり、サービスAを選択しやすい・利用者にとってサービスの選択の幅が広がり、サービスAを利用すると利用料金が安くなる

○見直しの適用日

平成30年4月1日から

9 今後のスケジュール

年度/月 項目		H29					H30
		11月	12月	1月	2月	3月	4月
研修の見直し	実施要領作成	→					
	事業所への周知		▼			▼	
	実施事業所の受付					→	
	事業所による研修実施					▼	4/1
基準等の見直し	要綱改正	→					
	事業所への周知		▼			▼	
	新基準による指定申請受付				→		
	新基準適用					▼	4/1